

平成30年度 第1回男女平等推進市民委員会 議事録

日時 平成31年2月20日（水）午後7時～9時

場所 市役所1階 東臨時事務室

出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、太田委員、至田委員、古旗委員、本田委員、
宮原委員、武藤委員、山下委員

事務局 藤崎政策経営部長、吉田市長室長、市川主任

<議事要旨>

【永見市長】人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例を平成31年4月に施行します。このきっかけとなったのは、国の人権3法の関係で、しょうがい、部落差別、それから民族差別、ヘイトスピーチです。国立市にはしょうがいしゃの条例、あたりまえに暮らすまち宣言の条例、それからこの男女平等共同参画の条例、また、これ以外にもオンブズマンで子どもの人権の問題や条例がありますが、そのうえに立つ基本的な理念をどう定めるかということで条例をつくらせていただきました。これからこの条例に基づいて人権を守るための基本的な方針、それから必要な措置について、検討に入ってくるということになります。

そういう大きな流れと、この委員会でご審議いただくDVを含めた男女平等共同参画の問題、それからLGBTの問題、多様な性の問題というものを含めまして、全体として国立市は人権が守られる、多様性が尊重される、そして日常の平和が保たれる、このようなまちをつくっていききたいという思いを持っております。

来年度の予算編成について今日記者会見をしたのですが、困難な環境にある女性がエンパワーメントしていくためのパーソナルサポートを市内のNPOの方々と一緒にして、女性の自立支援を試行的に手探りで、NPOの方のお力をお借りしながらやっていく、そんなこともこの委員会と密接に関係する部分で、来年から新たに取り組んでみたいと思って予算をつけたところでございます。

本日の委員会の皆さんにはこれからも大変お世話になると思います。本日諮問させていただくのが点検、評価ということで、時代環境は本当に大きくどンドンどンドン変わっていきます。先ほどの人権平等条例、多様性の条例を検討してどこを肝で感じていくのかなということを自分自身が模索しているときに、一番背中を押されたのが、出入国管理法の改正でございます。それはどういうことかという、ソーシャル・インクルージョンという理念と民族の多様性、これは対で、1990年代の半ば以降にヨーロッパで出てきた概念で、実は日本が20年遅れでそういう社会環境になりつつあるのではないかと。国立というコミュニティをどうやって守っていくのだろうか、どういうコミュニティをつくっていくのだろうかという非常に強い問題意識がありまして、そのことが今回の条例づくりを私に走らせた1つの大きな要因です。それと幼児教育の充実、要するに幼児期における非認知能力から始まる共感する力とか自己肯定感をつくる力を養っていくことが、長い目でいうと貧困の問題であったり女性差別の問題、あるいはさまざまな差別の問題であったりということを解決していく、こんなことを考えながら今、施策を推進させていただいております。

そういう意味でこの委員会の忌憚のないご意見を賜って、また私が新しい政策を考えることができれば非常に幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】市長、ありがとうございます。では、本日は委員の皆さま初顔合わせという形になりま

すので、それぞれ簡単に自己紹介いただきたいと存じます。お一人1分ぐらいでどういった活動をされていらっしゃるかというところを少しご紹介いただければと思います。

【委員】皆さま、はじめまして。国立市民で今2歳と小学校5年生と中学2年生の3人の子どもを育てながら、仕事はずっとしょうがい福祉をもう20年弱やっているのですけれども、今は府中市でしょうがいの方の就労支援の管理者をしています。男女平等のこの委員会には、第5次の計画から条例の検討のところまでずっと関わらせていただいて、今回自分たちで話し合った第5次の計画の評価というところで、しっかりと取り組みを見ていくことができたらと思います。よろしくをお願いします。

【委員】私は埼玉県の自治体で女性相談員をしています。そこでDVの被害者支援をやっていますけれども、ある意味相談しかできない、相談してみてもその後放ってある、どうなったかわかりません。支援をしても、またもとに戻ってしまう。別に珍しいことでなく、よくあることなのですね。そういうことを何とか防げないか、具体的なことができないかなと思って、国立にJ i k k a という場所をつくり、女性の居場所活動を始めました。4年ぐらいです。そこでさまざまな方が来て、さまざまな支援をする。私は地域で、女性たちがDVにあっても、どんな状況にあっても、元気で生きていける支援ができればいいなと思って始めたことなので、ぜひ多くの方々に理解していただき、協力していただきながら、一緒になって女性が暮らしやすい国立ができたらいいなという思いでいます。よろしくお願ひいたします。

【委員】一橋大学の社会学部で教員をしております。専門は教育社会学なのですが、あまり学校教育のことには詳しくなくて、学校の外で行われているいろいろな教育、あるいは教育と接点を持つような活動が専門です。研究の一部としてジェンダーやセクシュアリティに関わるようなこともやっていますが、国立市の現状ということについてはまだ全然知らないことばかりで、ここに参加しながら勉強させていただきたいと思っています。恐らくこの委員会にお声かけいただいたのは、私は大学である活動をしているのですが、皆さんご存じかとは思いますが、3年半ほど前にセクシュアリティに関わる痛ましい事件が一橋大学のなかでありました。学内で実際に学生やほかの教職員と関わる中で、そこでできることをしようということで非公式な会を立ち上げて、その大学の中でのジェンダー、セクシュアリティの多様性とか、あるいはダイバーシティに関わる問題について考えようということをし、この2年半ほどやって参りました。皆さんからのご意見も伺いながら、国立市の一部を構成する教育機関として、どういうことができるのかということも含めて、ここで一緒に検討させていただきながら学ばせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

【委員】市民公募です。よろしくお願ひします。私は国立に住んで10数年になりますけれども、前回もこちらの委員会に参加させていただきまして、第5次の計画と条例案をつくって、とても充実した時間を過ごさせていただきました。私は、社会保険労務士とキャリアコンサルタントを兼務でやっております。企業内とか大学内でキャリア形成のご支援をしています。その中でも男女平等の問題とかLGBTの問題に対応することも多くなってきました。こちらの委員会で検討しながら学ばせていただく機会を今回もいただきましたので、楽しく過ごしたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

【委員】私の本業は自治体のスクールソーシャルワーカーで、八王子市なのですけれども、小中学校のなかで福祉的な課題があるお子さんの支援を担当しています。

この国立市については、第4次の計画のときから仲間に入れていただいて、勉強も一緒にさせていただきました。条例については本当に、なかなかこういう活動ってそんなに手応えのある活動ではな

いというか、これをやったのだみたいなことって、ほかの市でもいろいろな活動に参加させていただいていますが、なかなか経験がなかった。でも、国立市の条例については、本当に関わったことが誇りに思える、報道など見るたびに胸が熱くなるような気持ちが出ていて、自分の中で、本当に関わらせていただけてよかったと思っています。今回もう一度、今度は計画の点検ということで関わらせていただけるので、条例ができた後とできる前ということでは、いろいろな比較もしてみたいと思っていますし、市民の方々の考えみたいなものも教えていただきながら、市の施策をきちんとみんなで評価をしていけたらいいなと思っています。

私は男女共同参画センターに勤めたことがあるのですが、そこでDVはアメリカの話でもないし、自分の隣のお家でも、もしくは自分の家でも起こる可能性があることなのだと初めて知ったのが20年近く前です。そこから自分自身もいろいろな勉強をして、現在までは、デートDVという交際関係の中でのドメスティック・バイオレンスについて、主に高校に予防授業に伺うということを活かしてやっています、やはり高2高3のあたりでそういう勉強をしてから大学という大きな社会に出ていくことに、とても意義を感じまして、時々ですけれどもそういった授業を高校や大学で行わせていただいています。そんな活動からも、勉強していることについて、またこの計画の点検の中に注ぎ込んでいけたらいいと思っていますので、よろしくお願いします。

【委員】 市民公募です。よろしくお願いします。私は国立市民で、国立市で働いています。子どもが2人いて女の子が2人、1人は小学校で、下の子は保育園に通っています。ソーシャル・インクルージョンに関心があります。多摩センターは今改修中で、そこに通っていたしょうがいをお持ちの方が今すごく体育館に通っていらっしゃるのですよ、体育館の利用料が無料になったということで。私、よくプールに行くのですが、しょうがいをお持ちの方が去年の4月ぐらいに増えて、国立はすごくソーシャル・インクルージョンだなと思っています。最初はやはり、大きな声を出したりとか口に水を入れてばっくと出したりいろいろな人がいて、アンケートにも、様々な声があったのですが、やはり、しょうがいをお持ちの方と市民が出会う機会が、これまでスポーツセンターではなかったからその反応だと思うのですよね。意味もなく子どもをプールに連れて行ったりして、ずっと観察をしていたのですが、この1年間。最初嫌な顔をしていた人もそれが普通になっていて、1年間で、しょうがいをお持ちの方と出会うことによって新しい文化が生まれているなと思って。思わず隣にいた女性に、最近しょうがい者が増えていると思いませんかと聞いたら、そういえばそうだけどもあんまり気にしたことなかった、と言って。私はすごく関心があったので聞いてみたのですが、日常生活の中で異質な人、会ったことのない人と出会うというのが、それが日常的になると大して変なことではなくて当たり前のことなのだなと。できるだけいろいろな人が地域の中で出会う場があったり話し合いができれば、国立市が平和で住みやすい世の中になるのではないかなと思って。そんないろいろな思いもあってここに参加させていただきました。この分野は専門外なので、1つ1つ皆さまから勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【委員】 こんばんは。私は、職業はキャリアコンサルタントをしております。相談業務のほか、短大では、就活ゼミという授業を担当しています。職業訓練校でも就職支援の授業を担当しています。下は大学1年生の授業もあるので18歳から、職業訓練校は、高齢者訓練もあるので上は60代70代です。人生100年時代ということで、その100年時代の生き方、働き方というテーマでセミナーをやったりしていて、先日も横浜の方でやってきたのですが、30代、40代、50代、60代、70代まで、本当にたくさん来ていただきました。そういう時代なのだなと思っています。

男女平等参画は、私も市民の枠で今回初参加させていただいているのですけれども、国立の市民歴は40年になりました。狛江市、小金井市、国立市の3市で行っている男女平等参画の共同研究会では、もう3年ぐらい活動させていただいています。身近なところで、「こういう条例知っている？」とか、「国立駅にステーションできたのだけど知ってる？」と言っても皆さん結構ご存じなくて、私はそういうところを足元から広めていきたいなと思って、こういう活動に参加しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】どうぞよろしくお願ひいたします。私は、ダイバーシティとワーク・ライフ・バランスの講演などの企業コンサルティングをしています。女性活躍支援、長時間労働の是正、あるいは国家公務員の研修、県庁や東京都などが私のお客さんなのですけれども、長時間労働が多いため、そういった方々を人間らしい生活にできるような方向にもっていければなど、個人的に思っています。今の会社の前は化粧品会社に21年勤めていましたので、最高で女性部下が106人ぐらいいたことがあります。今日、ステーションのところのパネル展示を見てきましたけれど、ジェンダーギャップが110位で、まだまだ日本は大きく劣っていますので、もっともっと女性参画が進むような施策に、私自身も力を注いでいきたいなと思っています。第5次の計画が今ちょうど折り返し地点でありますので、皆さんがおっしゃるように、絵に描いた餅と言われないように、こういう業務に関わった身としても、この活動のなかで生かしていけたらなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】こんばんは。東京学芸大学の教職大学院に通っております。小学校の教員を目指しています。小さいころから男らしさと女らしさに振り分けられてしまうところに少し苦しさというのですかね、板挟みみたいな感じで、そういう思いがこういうところで生きていいなと思っています。たくさん意見を聞いて、学ばせていただけたらなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

【委員】皆さまこんばんは。弁護士として、新宿区の四谷で開業しております。私がこちらにお声がけいただいたのは、セクシュアル・マイノリティの問題に、多分弁護士の中で早めに取り組んでいたからだと思います。人権擁護を進める弁護士のなかでも、セクシュアル・マイノリティの問題が人権問題になるという感覚が全くなかったので、今から12年前の2007年に、LGBT支援法律家ネットワークというものを立ち上げました。細々と、6年前に、性同一性障害のお父さんがお父さんとして認められたという事件の弁護団長を務めたりですとか、同性婚の訴訟に向けていろいろ準備をしたりというので取り組んでおりました。やっている仕事はそれだけではありませんで、今、フィールドのほとんどは子どもの事件、特に児童虐待の件で、児童相談所や子ども家庭支援センターをサポートする、あるいは子ども本人をサポートするという案件に多く取り組んでいます。その中で、面前DVで心理的虐待というケースも多く見ますし、あとは18歳を超えて児童相談所から手が離れ、女性相談につながったケースがあったのですけれども、そのケースを通して、その区からひたすら女性のDVの事件が私のところに来ていて、実は一般民事のほとんどが、今、女性側のDV離婚事件なのですね。この委員会でも、女性のDV問題についていろいろと思うところを皆さんと共有できたらなと思っています。

ほかには、多くの過労死事件を担当していましたし、今もしています。その中で先ほどあった、男女の働き方のことであつたり、学校の先生を支えるとかそういったことにも取り組んでおります。そのほか、脱北者支援、HIV陽性者支援、戸籍がない無戸籍と呼ばれる方の支援、高齢者の方々の成年後見など、いろいろな経験がこちらでお役に立てればいいなと思います。今日先ほどの市長のご挨拶を聞いてすごく感銘を受けたといひますか、ほかの自治体と比べてもとても先進的な取り組みです

し、私がやっている思いとすごく通じるところがあるので、国立市がどうしてもこういうことができるのだらうという空気を、ぜひ実感したいなと思っています。ここでまた新たに次のステップに、東京都のなかでも、あるいは日本のなかでも進んだこの男女平等、それから性の多様性の取り組みについて、一緒に取り組めることを楽しみにしております。今日はありがとうございます。これからよろしくお願いいたします。

【事務局】皆さまありがとうございました。

では続きまして、本委員会の委員長及び副委員長の選出に入りたいと思います。国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例施行規則第3条第2項で、委員の皆さまの互選により委員長を選出することになっております。委員の皆さんの中で自薦他薦問わずどなたかいらっしゃいましたら、挙手のうえ、ご発言いただけたらと思います。委員長の選任につきまして、どなたかご意見ありましたらお願いいたします。

【委員】私は、今までも長くこの取り組みに関わられていた、谷川委員が一番ふさわしいのではないかと考えておまして、推薦させていただきたいと考えております。

【事務局】ありがとうございます。今、谷川委員のお名前がありました、ほかの委員の皆さまはいかがですか。では、異議なしということで、委員長につきましては谷川委員にお願いしたいと思います。

それでは副委員長につきましては、同規則の中で、委員長による推薦という形になっております。急な話ですが谷川委員、副委員長をどなたかご推薦いただけたらと思います。

【委員長】それでは、前回も副委員長を担っていただきました池田さんはいかがでしょう。

【事務局】では、池田委員を副委員長ということでお名前が上がりました。皆さまよろしいでしょうか。

(拍手)

【事務局】ありがとうございます。では、本委員会の委員長を谷川委員、副委員長を池田委員という形で、今後審議を進めさせていただきたいと思います。それでは、これから諮問書をお渡しさせていただきます。委員長には前に出ていただきまして、市長から今回の諮問書をお渡しさせていただきます。

【永見市長】諮問書。国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第17条に基づき、「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の点検評価について、貴委員会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

記。1. 諮問事項。「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」点検評価について。

2. 諮問理由。「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の進捗状況の把握について、評価の客観性及び透明性を確保するために外部の附属機関による中間評価が必要であること、また、国の制度や社会情勢の変化等に沿った計画内容の見直し及び次期計画策定の基礎資料となる市民意識調査の実施が必要であることから、上記諮問事項について、貴委員会のご意見を伺うものでございます。

以上でございます。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

(写真撮影)

【事務局】では、永見市長はこの後公務がございました関係で、ここで退席させていただきます。

【事務局】では、ここから進行は委員長に引き継ぎたいと思います。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは最初に、本審議会の公開並びに会議録の取り扱いと会議の運営に関する事柄につきまして、皆さまにご承認をいただきたいと思っております。まず事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 会議の取り決め事項が4点ございますので、最初にお話しさせていただきます。まず1点、会議は原則公開になります。市民の方も傍聴ができる、今日はいらっしゃっていないですけど、傍聴可能な審議会となります。2点目は、会議内容は録音して議事録としてホームページで公開させていただきます。発言の委員のお名前は出ない形で公開いたしますので、よろしくをお願いいたします。3点目がホームページで公開すること。それから4点目が、記録のため写真を撮らせていただくことですが、もし何か差し支えがあるようでしたら教えてください。以上の4点になります。よろしく申し上げます。

【委員長】 それでは、以上4点につきまして皆様のご意見を賜りたいと思っておりますが、何かご意見がある方はいらっしゃいますか。では、ご異議がございませんようでしたら、承認とさせていただきます。ありがとうございます。次に、資料の確認と簡単な説明を、事務局をお願いいたします。

【事務局】 (配付資料の確認)

次に第6の「報告事項」に入っていきます。そもそもこの審議会をこれからスタートしていく中で、この条例についてまず簡単に、どういった条例なのかということをお話ししたいと思います。資料はパワーポイントの、A4横の左上ホチキス止めしておりますカラー刷りのものをお出してください。まずこの条例ですが、当然ながら国立市内において有効なものとなります。本条例は、市、そして市民の皆さま、教育関係者、事業者等がこの条例の対象になってくるというところですが、5名の委員の皆さまにもご協力いただきましたけれども、この男女平等推進の市民委員会で1年かけて検討いただきました。そして、平成29年国立市議会の第4回12月の議会において条例が可決いたしました。これは全会一致、全ての議員さんから賛成をいただいたという形で一致いたしました。そして、今年平成30年4月1日から条例がスタートしたという形になります。市が目指すべき男女平等参画とはということですが、全ての方が性別、性的指向、性自認等に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することと、ダイバーシティのまちづくりを目指すのだという考えを持って取り組みを進めております。

そして、この条例の名称、大変長い名称でなかなか覚えづらいという話も最初いただいていた。あえてこの条例をしっかりと覚えてほしいということでこれまで推進してきております。女性を先に明記しているところも特徴的です。これは名称を通じて古典的な意識を解消したいと。たかが名称じゃないかとも言われますが、ここからしっかりとこの条例の中の考え方を示したいということ。また女性男性という言葉を使うと、男女二元論を肯定するわけではない。しかし、女性が置かれているさまざまな困難さ、先ほどDV等のお話もありましたが、依然として解消されていない実態があるというところ、そして多様な性、これをしっかりと条例として捉えるのだということでこのような条例の名称にしております。この条例は、市民委員、前期の市民委員の皆さまの、本当に最後の会に近いところでこの条例の名称を決めていきました。これまでは「国立市男女共同参画条例」ではないかなんて意見もあったのですが、そうではなくてしっかりと条例に思いを込めようということで、このような条例になりました。

少し条例の特徴をお話しいたします。まず1点目、第2条におきましては、性的指向、性自認について定義しております。ここについては従来、今回の第5次の計画でもしっかりとその定義づけをし

ておりますので、条例においてもここは載せております。また2点目、第3条では性的指向、性自認等の公表の自由は個人の権利なのだということところです。これは、ご自身の性的指向、性自認を公表するか、またはしないということも含めて、その選択は個人の権利としてあるのだということをしかりと示しております。ここの条文についても、議論の本当に最後の段階でつくっていきました。これはパブリックコメントといいまして、市民の皆さまから条例案の意見を求めた際に、その段階でも性的指向、性自認については触れていたのですが、この第3条の表現はなかったのですね。今の国立市の案だとカミングアウトをしないと権利が守られないように思えるというご意見があって、前期の委員の皆さまで再度議論いただいてこのような条文ができ上がりました。

続きまして3点目としましては、第8条に性的指向と性自認等に関して、本人の意に反して公にしてはならない。これはいわゆるアウティングの禁止をうたっております。全国の条例のなかでも、アウティングの禁止をうたっている条例は、今の段階でも多分当市にしかないものだと考えております。当事者の方の多くがこのアウティングに苦しんでいるという実態がある中で、やはり第3条で個人の権利としてなのだと、公表の自由は個人の権利なのだとしておきながらも、ただ第三者がみだりに本人の同意なく公表すること、これは絶対によくはないのだということを示しております。先ほど話のなかで一橋大学での悲しい事件もありました。このようなことも、委員の皆さまのこの条文をつくるという議論のなかにはきっとあったのだらうと思います。

4点目が、複合差別に関する支援ということで、これは第3条にも規定しております。これは性別に加えてしょうがいをお持ちであること、またはその生まれ育った環境、外国にルーツがあること、例えば女性でありかつしょうがいを持っている、そういったことで課題が複合化している方たちへの支援というものも丁寧にやっていくべきだということを示しております。

そして5点目が、教育関係者の責務を規定しております。これはもう男女共同参画を進めるうえでは、教育段階からしっかりやっていく必要があるということで、このような規定を入れています。

また6点目が、女性のエンパワーメントの推進、第13条に載せておりますが、女性が本来持っている力をさまざまな場所で発揮できる社会をめざしていく、と。特にDV被害者等の困難な状況におかれている女性の方たちに対して、市としてもしっかりと支援体制を組んでいくのだということです。エンパワーメントという表現を使っているところも、なかなかあまりないものだと考えております。

そして7点目は、第16条、くにたち男女平等参画ステーションを条例の拠点施設としております。条例のスタートとほぼ同時に、中央線が高架化されております。その下のところに国分寺市との共同施設として、くにたち・こくぶんじ市民プラザが開設いたしました。このなかにくにたち男女平等参画ステーションをこの5月にオープンしております。市として広く啓発、そして相談を中心としたものを現在展開しており、日々利用される方が増えているという現状がございます。

そして、この中に多様な性というものを入れております。LGBTとはということで、本日ご参加の皆さまにはあえてここの部分を説明する必要はないかと思いますが、市としてもこのLGBTについてはこの条例をつくる前から取り組みを行って参りました。現在は、電通ダイバーシティ・ラボの2018年の調査では8.9%という数字が出ています。これまで、7.6%が2015年の調査でございました。国立市の現在人口約7万6,000人で換算しますと、6,800人という数字になります。これは果たして多いと捉えるか少ないと捉えるかというところですが、私どもとしては、決してマイノリティの数ではないと、しっかりとした施策を進める必要があると考えております。そして当事者の方々が抱える悩みというのが、市にも多く相談として寄せられております。後ほどお話し

しますが、男女平等参画ステーションではLGBTの相談窓口を行っております。このなかではこのような相談というものも入ってきています。また市の相談窓口にも入ってきている現状がございます。性的指向、性自認の理解としましては、私たちは電通ダイバーシティ・ラボのマップを使って市民の皆さまとも啓発のなかでお話をしております。

今年に入ってこの条例がスタートして、全国30以上の自治体や議員の皆さんやマスコミ等からの問い合わせをいただいております。なぜこの条例が注目されているのか、これはやはりアウトティングの禁止をうたっているところが特徴なのだろうと思っております。先ほどお話ししましたが、これはある市内の当事者の方がこのようなご意見を寄せてくれたところから、市民の皆さまで議論を重ねてでき上がった内容になります。本来はこのアウトティングという行為については、性的指向、性自認以外でも、例えば病気を持っていることとか、家族のこととか、これは誰に対しても何に対してもだめです。ですけれども、特に性的指向、性自認に関わるアウトティングについては、尊厳や命に関わるもの、その人の居場所を失わせてしまうものだというところで、国立市としては、このことは市として絶対に認めるわけにはいかないということで、条例で強く言及しております。

そして市の取り組み、この条例がスタートしてからどういったことをやってきているかということ为例としてお話しします。

1つ目が、東京レインボープライド。皆さまご存じの方も多くいらっしゃるかと思います。代々木公園で開催されております。国内でも多分一番多くの参加者があると思っております。LGBTを強く推進していく、多様な性を推進していく大きなイベントになっております。今年、自治体として私どもはブースを出展いたしました。お膝元の渋谷区の自治体はもう出しているのですが、それに続いて全国では2番目だと聞いております。多くの当事者の方がご参加いただいているということ踏まえて、今回のこの条例をレインボープライドで、ぜひ皆さまに知ってもらおうということで参加してきました。来場された方の声、詳細は、資料を見ていただければと思いますが、本当に多くの方から国立市が何でこんなことをやっているの、という意見、それからもともと自分は国立市にゆかりがあった、その市からこういう条例ができ上がっていることが嬉しいのだという声をいただきました。ほとんどの声でご賛同いただくような声だったということで、800人ぐらいの方が2日間にわたってブースを訪れてくださいました。本日の委員の皆さまにもご参加いただきました。

2つ目に市の取り組みとしまして、LGBT職員研修を、平成26年度、この条例ができる前から行っております。現在は市の職員、市議会議員、公立の小中学校の先生にまで拡大してこの研修を行っております。研修を修了した方にはバッジも配っております。これは人権の視点ということで実施しております。支援団体の方を招き、職員自ら当事者の気持ち、受け手の気持ちを体験する中で実施しております。全職員が受けることを目指して今、取り組んでおります。受けた職員はこのようなデザインをしたバッジを名札につけています。このバッジをつくって、研修を受けています、LGBTに対して理解をしています、ということで、市内の職員の多くの者が名札につけて業務を行っております。研修を受けた職員は、研修前は、LGBTという言葉を知っていますかという質問に、聞いたことがあるぐらい。知っているけれども、我々行政の職員は知っているだけではだめで、それを説明できるまでにはいかないと本来ではないだろうと思っております。研修を受けることによって、知っている職員が市民の皆さまの誰かに対して説明できるまでになってきている割合が増えているところがございます。また、窓口でLGBTと思われる方がいらっしゃった場合に、適切に対処できると思いますか、ということについても、できないとかわからないといった職員の割合が、研修を受けること

によって、ある程度できるのではないかと思う職員も増えている。これは決して、カミングアウトをしたくないという方に、あなたはそうですかと聞く行為、それを目指しているわけではありません。もしその方からお話が合ったときに、既にそういうことを私はわかっていますということで話が進められるように、そういう職員を目指していきたいと考えております。研修はこんな形で行っております。共生ネットの原ミナ汰さんにはずっとお世話になって研修講師としてお願いしております。そして心理カウンセラーの熟田桐子さん。ご自身が性別適合手術を受けられて男性から女性に変わられています。自分はどのように生きてきたのかということ、ライフヒストリーを、語っていただいています。その後、職員がそれぞれグループを組んでそれぞれ当事者の役、それで受け止める役、そしてそれを第三者としてしっかり見ていく役として分けながら、ロールプレイをやっている様子です。このような形で毎年研修を進めているところです。

そして3つ目が、先ほどありました、くにたち男女平等参画ステーションが今年オープンいたしました。条例を推進する拠点として、今現在取り組みを行っております。その中で、SOGI相談、LGBTの相談をスタートしております。これは「LGBT」をあえて使わずに「SOGI」を使っております。SOGIは性的指向、性自認、Sexual Orientation、Gender Identityの略、頭文字になりますが、これはLGBTの方だけの話ではないのだと、誰にでも関係することとして捉えてほしいということで、あえてSOGIという名前を使ってこの相談名称にしております。相談対象は、当事者の方だけでなく、ご家族、友人、教員の方など、カミングアウトを受けて実際に悩んでいる方の相談も受けるという形で実施しております。現在月1回ということで実施しておりますが、毎回予約でいっぱいになっている状態ですので、来年度については拡大する予定で進めております。この相談窓口以外にも、常設の相談、どの時間でもステーションのスタッフが相談できるという窓口が常にあります。そこにも当事者の方からの相談が入っているという状況があります。話を伺うと、渋谷区や世田谷区は先進的にもう窓口を始めていますが、当初はなかなか相談が入っていなかったというお話を伺います。それに比較して、国立市が始めたときにはかなり相談が入ってきています。

そして最後に、この条例がスタートして今年こういったステッカーをつくって、市内の企業や事業者、教育機関などに周知しております。この条例を一緒に応援していく、一緒にやっていくのだというところに貼っていただいて、市のホームページにも公表させていただいております。今後こういったところを増やしていきたいと思っておりますので、周知の一環として現在取り組んでいるところです。

以上、簡単ではございますが、条例の説明とさせていただきます。

続きまして次第の6の(2)、第5次の計画につきまして、少し簡単にどのようなものなのかお話をさせていただきます。

【事務局】 計画の概要について、簡単に説明させていただきます。第5次計画の中に概要版という見開きの資料があるので、そちらをご覧くださいと思います。

第5次の計画期間が平成28年度から平成35年度までの8年間になりまして、ちょうど今、中間の地点になります。国立市の総合基本計画という大きなまちづくりの計画がちょうど8年間の期間になりまして、この総合基本計画の計画期間に合わせた形で策定しているものです。ほかの関連計画、都の計画、国の第4次男女共同参画基本計画と連動した計画となっています。

市における推進体制というところですが、計画を推進するに当たって、部長級の組織と課長級の組織、それから各課の連絡員を設置して、この計画の内容を推進しております。

計画の中身ですが、基本理念に「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」を掲げていて、その下に基本目標を4つ掲げています。1つ目が、固定的性別役割分担意識に捉われることなく、自分らしい生き方を選択できる社会。2つ目が、差別、排除、暴力のない、誰もが安心安全に暮らせる社会。3つ目が、多様な性を認め合える社会。4つ目が、この計画の効率的な推進体制の確立ということになります。この4つの基本目標の下に課題がそれぞれ10あります。その課題のなかの重点課題が4つ備わっています。その課題の下に施策が110あって、この課題を解決するための具体的な施策を定めているという大まかな内容になります。

あわせてご覧いただきたいのですが、この推進状況調査報告書は毎年行っているもので、各施策の達成度の評価を、主管課にいただいています。それを毎年行いつつ、その中間年度の平成31年度に、中間評価という形で市民意識調査を実施したうえで、この審議会の外部評価にかけるという内容になっています。それから計画の最終年度にも市民意識調査を行うのですが、またこちらの審議会で最終評価をいただいて、それを第6次の計画につなげていくという、そういった大まかな流れになっています。この評価の仕方が書いてあるのですが、各課からA B C Dの4段階で施策の達成度評価をしていただいています。それから女性と男性と多様な性に配慮したかの評価についても、3段階で評価をしていただいて、その2つの評価項目を各課につけていただいた後、課題ごとに部長級の会議で評価をしてもらっています。10の課題ごとに◎、○、△、×の4段階で評価をいただきます。

その次の9ページ目、これは平成28年度評価と平成29年度評価の一覧ですが、詳しい内容については、課題ごとの最後のページにコメント付きで載せております。例えば13ページ、これが基本目標1の課題1なのですが、評価◎と、A項目、B項目、C項目、D項目の数と、あと全体を見ての改善策や評価の理由をここに書いております。必要に応じてこちらも参照していただければと思います。

続きまして、報告事項3の今回の市民委員会の実施手順です。次回の開催、第2回が4月の予定なのですが、ここまでに、またこの市民意識調査の項目について皆さまに考えてきていただいて、第2回で検討するという流れになります。第3回までがこの市民意識調査の項目の検討になり、それと同時にこの調査の委託を事務局で進めていきます。皆さまにつくっていただいた意識調査の項目をもとに、外部調査で委託を依頼しまして、それが夏ぐらい、5月～9月ぐらいでその調査を行って、10月には報告書が完成する予定になっております。

市民意識調査の結果を改めてこの審議会で確認いただきながら、全体の間中評価をしていただきます。この新しい市民意識調査の報告と、先ほど見ていただいた各年度の平成28年度・平成29年度の所管課の内部調査を参考にいただきながら、この審議会で見ていただければと思っております。報告書はおおむね第5回、第6回、第7回でまとめていくのですが、恐らく各課に確認したい内容が出てくるかと思っておりますので、それについては各課ヒアリングという形で、その主管課に来てもらってお話を聞くということも予定しております。来年の3月にはこの報告書を作成して、また答申という形で市長に戻すという内容になります。おおむねこのような流れになっております。

【事務局】繰り返しますが、皆さまには今回第5次計画の今の進行状況、国立市役所の中の進行状況を客観的な目でご判断いただきます。この計画の平成28年・29年・30年の3年間の取り組みの結果を見ていただいて、果たしてこの項目はできたのかどうだったのかということをご意見いただきます。その過程で、国立市民の皆さんは今、男女平等参画にどのような意識を持っているのだろうか

と。当然市が動いていれば市は市民の皆さまに対して何らかの施策を講じているわけですが、市民の皆さんはどういう感覚でいらっしゃるのだろうかということもあわせて理解していただきながら、では、市としては、さらにどういうことを次の半年に求めていくのかということをご議論いただいて、そのご意見を約1年間、来年の3月までの間にまとめていただくというのが本当に簡単な流れになります。

【委員長】ということは、この第5次計画について、市が独自で評価をしてきたものがそのとおりであるか、何が課題かということを確認したうえで、平成31年度中に、市長に先ほどの諮問に対して答申するというスケジュールでよろしいでしょうか。

【事務局】はい。

【委員長】わかりました。それでは具体的な協議に入っていきたいと思いますが、本日初回ですので、第5次計画と前回の市民意識調査について、もう少し個別に説明をお願いしますか。

【事務局】前回の市民意識調査の中に、調査票のみ抜粋をしたところを参考に出していただけますでしょうか。これが前回の内容で、問1から問28までの調査票になっています。調査項目があまり多過ぎると回答率が低くなってしまって、郵送での調査になるのですが、なかなか回収できないことがあるので、大体20ページ以内の調査票にまとめるということになっています。この調査票の項目を、条例の視点や、先ほど市長から話があったように人権の視点で、ぜひ新しく見直していただきたいと思っています。例えば、性的指向、性自認という言葉はこの調査票をつくったときにはまだできていないので、そういった言葉遣いにするとか。性的指向、性自認の公表というところも今回の条例のポイントになりますけれども、そこがまだ前回の調査の中では出てきていないのですね。

あとは、変えられない項目というのもありまして、第5次計画の68ページに、この計画を推進していくための数値目標というのが18個項目ありまして、中間評価の時点の平成31年度の目標値と最終年度の平成35年の目標値というのは定めているのですが、この評価項目のなかにこの市民意識調査の設問もあります。具体的には、市民意識調査についての依頼文の下のその他欄にあるのですが、この指標一覧の根拠となっている項目のところ、問2、問8、問11、問20、問21、問24、問27は、この評価指標になっている関係で、内容がもしかして時代に合わないとかそういったところもあるかもしれないのですが、調査の揺れが出てしまうということがありますので、大幅な項目の変更はできないところになります。

16ページ以内、最大でも20ページ以内ぐらいにまとまるようにしたいと思っています。それ以外は自由になりますので、この条例と、社会情勢とか皆さまのそれぞれのバックグラウンドから、いろいろご意見いただければと思っています。

【委員長】ということは、今回その市民調査をするにあたって、言葉の見直しもそうですし、もし時代錯誤的な質問があったら、そういったものは別のものに変えていくとか。設問数やページ数の範囲で修正していくことになるかと思います。先ほど皆さんがそれぞれ自己紹介してくださった中で、ご専門とか興味関心の分野がいろいろだったと思いますので、私はここにすごくこだわりがある、みたいなものとかが皆さんそれぞれから出てくると、とてもいいものになると思います。まずはこの設問項目をお目通しいただくことになるかなと思います。以上のところで何か、ご質問やご意見等あればぜひお願いいたします。

【委員】今のご質問で、問2、8、11、20、21、24、27は原則動かさない、何かしら理由があったら、ちょっと変えることもあるけど基本は変えない。ほかは自由だという話だったのですけ

ど、でも、多分前回のアンケートと今回のアンケートでどう変わったかの比較をしたい設問もありますよね。だから、基本動かさない今の7つの設問と、比較したいのであまり動かさない、あるいは動かすとしても少しだけ、修正はそんなに大きくしないでほしい設問がもし市側からあったら、それも考慮に入れながら新しい設問にするのか、質問自体変えるのか。判断材料になるかなと。

【委員】そうですね。そうすると前回すごく議論されて、これは聞こうよ、というのがもしあったとしたら、それはぜひ変化がどうだったかというのを見たいのだと思うのですね。私は今回が初めてなので、前回議論して加わった点などは、ぜひ把握しておきたいなと思います。

【事務局】前の回の調査票を、審議会の後にお送りさせていただきます。ありがとうございます。

【委員】質問いいですか。この意識調査のそもそも目的というのを教えていただきたいというのと、進捗状況の把握というのが1つの目的としてあると思うのですけれど、その計画がどれだけ市民の中に浸透しているかという実態調査をするための調査ですか。それとも項目ごとに例えばこの項目を選んだ人はこっちも選びやすいみたいなその優位性とか、その辺も何か調査というか研究対象みたいになるのですか。それともただの実態調査という理解でよろしいのでしょうか。

【委員長】詳しくは、市が説明をしてくれると思うのですが、前回の市民意識調査報告書の3ページ、最初のところで、計画の一番上、「1. 調査目的、計画の策定に係り、市民の意識を把握するための基礎資料とすることを目的に実施した」とあるのですけれども、恐らく計画と調査は対になっているものというか、市民意識調査をしないで計画をつくと、そこに乖離が出てしまうので、市民の方の意識調査を定点観測的にしていく、そこに計画が合致するようにつくっていくということなのではないかなと思うのですが。

【委員】計画自体を誰がするか、この計画は誰がするのかという、市役所がやる計画になっているので、それを評価したり修正したりとかするとき、この調査に基づいてどこがどうなっているからここの施策をこういうふうに変えていかないといけない、ということのもとになるもの。直接的には、計画の中身というのは、そこをもとにするデータを調べるといことなのではないでしょうか。

【委員長】ご指摘どおりだと思うのですが、例えば啓発の分野について市の評価はすごく高いのだけど、市の計画に対する自分の調査はAなのだけど、全然意識が変わっていないよとなれば、それはすごく乖離があるということになりますよね。なので、計画がうまく市民に浸透しているかということも見ながら、今は1つの例なのですけど、ということをするために計画と調査というのは、もちろん男女だけではなくて子どもとかしょうがいとか全ての分野で、計画と調査は対になっているものだと思うのです。だからこそ調査項目を立てるときに、点検の参考になるような調査項目にしなければいけない。

【事務局】前回の市民意識調査を行ったときは、まだ条例がなかったのですね。でも、今回はそれに加えてこの条例というものがさらに上にできているということも、次の調査には関係してくるものだと思います。また、先ほど委員長からお話がありましたが、市としては本当にやってきているつもりで評価は高いというものが、市民の皆さんにどこまで伝わっているのかというのは、市の内部だけの点検、評価ではわからないのですね。例えば年間何回という目標に向かって、その何回を達成しているからこれはA評価だとして、市民の皆さんは果たしてそこにきちんと理解をしていたかどうかというものは、しっかりと諮っていきたいと思っています。

また、必ずしも計画と一致していない設問項目でもいいかなと思っています。新たな市民のニーズとか、市民の皆さんの感覚というものを捉える機会にもしたいと思っていますので、確かに定点で見

る部分があるので、ある程度固定していかなければいけないと思います。ただ、今の社会情勢に合わせた設問というものも組み入れながら、一体この質問には市民の皆さんはどう答えていくのだろうかというところを確認していただけたらと思っています。この調査は3,000人に対して送ります。大体前回の市民意識調査では、950人の回答です。3,000人に対して950人という回答になっておりますので、ここから分析をしていくという形になります。

【委員】質問項目ごとに何かその辺の集計をするとか、そういった分析をするわけではないのですね。

【事務局】分析したその数字上は出ます。この項目に答えた方の、例えば男女平等の、男性は仕事、女性は家庭だと思ふ人の割合ということで質問した際に、「はい」とか「いいえ」とか出ますよね。その「はい」と答えた人の年齢的な割合がどうなるかとかそういったものは出てきます。

【委員】クロスをかけるというか、この設問にこう答える人はこっちの質問にどう答えたかというクロス、ほかの計画とかだとあったりする。全部をやったらキリがないから、委員の人たちで気になったところだけとってもらえますか、みたいなことはあり得るのでしょうか。

【事務局】それもできると思います。

【委員】2つほど私もぜひ盛り込みたいところがありまして。平成29年度の進捗で、ページでいうと19ページの固定的役割分担意識の解消というところが、評価で△になっています。前回のアンケート時は国立のステーションがなかったというのがありまして、ぜひアンケートで国立のステーションの活用状況とか認知度も含めて、最後に入れていただければと思います。

それから、ハラスメントは来年の4月から就業規則に盛り込むようにと言われる項目になります。セクシュアル・ハラスメント、不妊で悩む女性の方の割合、あるいは最近では仕事とがんの両立、病気をしながら仕事とどう両立していくのか、そういった少し新し目の内容も、今回ぜひ盛り込んでいただけると。

【委員長】今、委員がおっしゃってくださったようなそれぞれの専門性や興味関心が注ぎ込めるというなと思っているのですが、先ほどのご質問については、何となくイメージはつかめた感じですか。

【委員】ありがとうございます。もう1点お尋ねしたいのですけれど、研究というか調査をするにあたっては、尺度があたりすると思うのです。こういう業界の尺度とかスケールのひな形みたいなものはあるのですか。

【委員長】その尺度とかいうのは、例えば。

【委員】先行研究みたいなので、こういった調査をするとかいうものが見えますみたいなひな形です。例えばこの国立市だけではなくて、世界ではこういうものを使っています、とか。

【委員】全国の自治体は全部同じようなことをやっていますので、インターネットで調べれば全部出てきます。ですから、ピックアップするべきか、あるいはここは文教都市なので、そこは踏み込む必要ないとか。そういうことを委員会でジャッジしてもいいのではないかなと思います。ですから、国立市としてどうあるべきかみたいな議論をここでやるべきではないかなと。

【委員長】確かに、前回の調査のときも、いろいろな自治体の調査でこの質問がいい、という感じで採用したり、国立市が力を入れようとしている施策に合致する調査項目を追加したりしているのですね。今回やめてしまったら、たった1回になってしまって何の比較もできないので、例えばそういうところは生かしていく。でもページ数に制限があるので、これをやるならこっちは落とそうといったことをこれからやっていくことになると思うのです。100問も200問もできるわけではないので、皆さんのご希望どおりにできるかわかりませんが、それぞれの興味関心がここで聞けて、それがただ

の興味関心だけじゃなくて施策に反映できる、市民はこう言っているのに市はこんなことを言っているのはおかしいのではないかと、みたいな議論をその後していくことになると思います。

【委員】LGBTについてお尋ねします。渋谷区や世田谷区はパートナーシップ条例を始めたじゃないですか。そういった人たちのことを守るとするならば、国は全然まだ動いてくれていないので、パートナーシップに関する意識を調査して、必要とあらばそれで動けたらいいのかななんて思うのですけれども。

【委員長】おっしゃるとおりだと思います。今回はもう1歩も2歩も市民の方のお気持ちというか、お考えを伺ったうえで、施策に反映していくことになると思いますので、ぜひ私も聞きたいと思います。

【委員】そうですね。前回の平成27年当時はこれがアンケートに入っていること自体がすごいことだったと思うのです。今から振り返るとすごく薄いなと見えるのですが、当時はこれでも自治体がアンケートを取っていること自体がすばらしいと思うのです。国立市が先進的にやっているの、今、委員がおっしゃったように、さらにいいものを今回のアンケートでできるようにみんなでいろいろコメントをしていくということですよ。

【委員】もう一ついいですか。私もこの委員会に参加するに当たって、ゲイの友達にインタビューしてきました。私の友人は男性・男性で同棲しているのですが、やっぱり実利の部分で銀行のローンが夫婦で組めないとか、どうしても片方だけで組まざるを得ないとかリスクが大きいとか、何かそういう実利でその人たちに役に立つようなものができたらいいなというのは、その話を聞いていて思ったのですが、何かそういう思いみたいなものも入れることはできるでしょうか。

【委員長】今おっしゃられた個別の例えからいけば、銀行側がどう考えるかということになってくるので、なかなかそこを市がというのは、ダイレクトには難しいかもしれない。ただ、今、民間企業などもパートナーシップ条例みたいなものを持っているところで、例えば自治体の書類を持っていけばお家が借りやすくなったとか、企業によってはセクシュアル・マイノリティの方同士の同居関係のスタートを結婚と同等に扱うという企業も出てきたりしているの、パートナーシップ条例だけでローンが借りられるというのは難しい。それはローンを貸す側の問題もあるので難しいですけど、そこを支える制度をどうつくるかということは、市としてアプローチできる分野はまだたくさんあると思います。今回は計画の見直しなので、新しい施策をつくるわけではないのですけれど、例えば、次はこういう課題があると思うみたいなことを答申書に盛り込んでいくこともできると思いますので、志高くやっていけたらと思います。

【委員】前回の委員会の中でも、そういった企業の取り組みをどうやって応援していけるかということと計画にどう盛り込むか、というのを少し話したことがありました。今回の調査で入れ込むのは難しいかもしれないが、計画の中に、例えば国立市として子育ての両立とか、応援している地域の中小企業があったら、その取り組みを奨励したり表彰したりして、国立のなかで推進していくことはできるかもしれない。

【委員】最初の段階では、ブレインストーミング的にみんなが、これあるといいよねというのをとにかく出し合ってみて、さっき言ったように質問数多いと回収率が下がるので、傾向を見るという意味からこれは断念しようかというのをみんなで議論していくほうがいいですよ。

【事務局】補足ですが、区部では、企業向けの調査をやっている。国立市は小さな市で、事業所もそんなにないので、今回は市民意識調査を行おうと思っています。LGBTに関しては、ぜひその生活

上の困り事とか要望を計画に反映していくための調査になればいいので、例えば衣食住でどういったところに困っているかとか、そういったことを市民の側に聞くようなスタンスでここに盛り込んでもらったらいいかなと思います。

【委員】他の委員がさっきおっしゃられたように、ステーションの存在を知らない人がまだまだ多いので、「行ったことがありますか」等の質問は、ぜひ盛り込んでほしいと思いました。例えばこの調査票の問19なのですけれども、女性の市議会議員の割合とかを聞いています。前回どういう意図でこれを入れたのかわからないですけれども、例えばこれだけ見ても国立市が多いのか少ないのかもわからない、他市との比較もないので、私は、国立市は結構女性が多いのかなと思っていたのですけれども、市議会議員の便りとか見ても結構活発に活動されているようなイメージもあって、でも少ないからこういうことを聞いているのかという背景も全くわからなくて。何のためにこれが必要なのか。「社会的な活動についてお尋ねします」という枠の中で、私も人生100年とか話をしているところで、定年退職の後、あなたの居場所はありますかとよく問いかけているのですけれども、若いうちからちゃんと仕事以外に活動場所を、社会とつながってくださいねというのはよく言っているので、問17はすごく大事だと思うのですけれども、問18とか問19が、もしこれが自分に来た調査票だったら、何だろうという感じがするなと思いました。

【委員長】恐らくそういう意見はとっても大事で、もっと書きぶりを変えればいいのですよね。設問を変える必要があるかどうかということもあるし、問19のこのリード文を例えば国の平均はこれで、国の数値目標はこれなのだけど、国立市はこのような状況になっています、みたいな現状を説明する文章があれば、今、おっしゃったようなことはないし、さらにこういう調査って届いた人もそうやって考えるのですよね。例えばステーションを知っていますかという質問があったら、ステーションを知らない人だったらきっと今、スマホで調べるじゃないですか。そういう意味もあるので、設問自体もそうだけど、設問文について、丁寧に踏み込んで考えていけたらいいなと思います。

ちなみにこれ、今、皆さんご意見出してくださっているのですけど、宿題なのです。宿題が出るのです、この後。このさっきの横書きの実施手順の中に、今日2月で、次4月までの間に「各自検討」という矢印。だから、みんなこの後4月まで、4月というかどこかの期限が設けられるので、それまでの間に今おっしゃったような視点で、依頼文に書いてありましたね。委員各位の依頼文のなかに宿題を言われている。3月25日までにそれを調べてくるが必要になるので、そこは皆さんここの議論を忘れないうちに宿題をやったほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】事務局にお願いなのですが、他市とかでやっているこういったのも次回送っていただくと参考になります。

【委員】そうですね。その市民意識調査はほぼ全部の自治体でやっていて、すごくたくさんやっけらっしゃるので、どこの自治体がいいのかというのを把握したいです。

【委員】基本的な男女共同参画基本法というのが国にできて、そのもとで都道府県、市町村とつくっていくわけですね。ウィメンズプラザなんかやっているのではないかと思うのですけれども、そういうものを参考の資料にして国立市と比較するというのは可能だと思いますね。国立市のものだけ見ても、国立の人の意識が高いのか低いのかよくわからないので、1つの基準としてはそういうのを参考にするということもあると思います。だから、そういうのに比較して国立の調査項目なんていうのも、もう1回点検することは可能かなと思うし、ここを出てきている数字がどの程度なのかと。日本はすごく低いから110何位なんていうことになっているからね。世界的には低いだけでも、国内的

にはどうなのかなとか。じゃあ、東京都の中で国立市はどうなのかなとか、多分そういう資料はステーションに来ていると思うので、そういう資料を集めてもらえるといいのではないかなと思います。

【委員】あとは、私も他の自治体で、子どもの権利に関する施策で同じようにアンケートをとってやっているのですが、他の自治体の質問票で、こういう質問の仕方はいいね、みたいなやりとりをしていたのですね。子どもの権利は自治体が限られているので参考数は少ないのですが、例えばDVに関して何か新しい設問をと思ったときに、DVに関して先進的な取り組みをやっている自治体があればあったとしたら、そこがどういう調査の仕方をしたのだろうか。例えば乳がんの関係や、ほかのセクシュアル・マイノリティのことについて、先進的に取り組んでいる自治体があると、多分そのウェブサイトに行って質問票を見るとというのが、多分一番早そうな感じです。

【事務局】今、お2人におっしゃっていただいたとおり、まず1つは国の指標を参考にするという方法があるかと思います。今回の「第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」というこの資料は、内閣府のホームページから取ってきたものです。全部印刷すると調査報告が多岐にわたってしまうので抜粋したのですが、国の計画の成果目標はこんな感じになっていますというものと、あと都もあると思いますので、また準備してメール等でお送りさせていただきます。

国立市がどのようなところを特徴にしていきたいかというところで比較対象も変わってくるかなと思いますので、もしそのあたり、またこの審議会の後、何かお知恵とかあれば、ぜひいただければと思います。その点もよろしく願いいたします。事務局からメール等で随時資料を送付します。

【委員】国と東京都がやっているというのは、そこのアドレスみたいなのを添付してメールで送ってもらうことは可能ですか。

【委員】全部送るのはものすごく資料が膨大なもので、ホームページを見ていただくほうが早いかもしれない。

【委員】ホームページのURLを添付してもらえたらという意味です。

【委員】そのURLもきっとたくさんあるのですよね。

【委員】そうなのです。こちらは質問票がどうなっているかを知りたいだけなのです。

【事務局】事務局のほうで、少しでも皆さまの参考になるような資料を抜粋してお渡ししたいと思います。プラスアルファで、それぞれがもしお調べいただいたものがあれば、次回の会で共有いただければと思います。また、前回のところ、平成27年の計画の中で、この調査票の202ページに、調査票を送った方はどういった方なのかということで、「あなたのことについてもう少しおたずねします」という設問があります。これを見ますと、F1の間ですが、まず女性から先に書いているのですよね。女性、男性、そして3番にどちらにも当てはまらないと。ここの項目を多分その当時の委員の皆さんで議論されて、これは入れるべきだと。恐らく平成27年当時は男性女性の設問、性別の設問、それぐらいしかまだないころだったと思いますが、少し先取りしてここで3番の項目を入れているということ。現在国立市はこの男女平等調査以外の他の大きな調査でも、性別について男性女性以外のところも入れているのです。なので、こういったことも恐らく当時の委員の皆さんの議論の中でここは聞いておくべきだと、入れておきたいというお話がきっとあったのだらうと思います。このようなまた新しい視点で新たに聞いていくというところは、ぜひご意見が出る中でやっていきたいと市としても考えております。

【委員長】他市の先行事例という点については、パートナーシップ条例を持っている自治体についての調査項目は見たいです。絶対自分でも調べられるのですが、例えば世田谷区とか渋谷区とかが

どんな調査をしているかということは絶対参考になると思います。ステーションは何かライブラリーみたいなのは持っているのかな。

【事務局】今現在ないですね。

【委員長】表参道のウィメンズプラザに行けば全部あります。紙の報告書も全部あると思いますので、例えばそういうところに行ってお調べになることもできます。

【委員長】国立市でいうステーションみたいなのが、もっと建物が大きくて長年やっているところだと、参考書館みたいなのがあって見られるのですが、なかなか国立市では、あのスペースには全部そろえるのは難しいと思うので、互いの努力でカバーすることでやっていけたらと思います。パートナーシップの設問については、間違いなく先行自治体があるので、お互い調べてやっていくということになるかと思います。

【委員】どういう質問を割り込むのかというのを考えるに当たって、いろいろ参考になりそうな情報は山ほどあるとは思いますが、まずはこの計画に載っている、この市が行っている110の事業について知る必要があるのだろうなという気がしているのですが、この委員会の役割というのは、この計画の点検評価なわけなので、ここで掲げられている目標に対して、あるいは行っている事業に対して評価をするために市民意識調査を行うということによろしいのですよね。新しいことを提案する可能性は大いにあり得ると思うのですが、まずは計画に沿って国立市ならではの事業というものを理解したうえで、それに即した質問をするということによろしいでしょうか。

【委員長】とってもいいと思うのですが、施策1つに対して、いわゆるアップル・トゥ・アップル(=同一条件)で調査の項目があるわけではないので、なかなかこの施策に対してはどの質問で点検するのだという構成じゃない、というところもまた難しいですね。だから、どちらから入るのがいいのかというのはなかなか難しいところなのですが、例えばですけど、第5次計画を特に初めてこの会に加わってくださった委員の皆さんはとりあえずお目通しいただいて、思ったところについて前回の調査報告書ではどういうふうに触れているのかな、もしくは、触れていないのかなみたいなところを考えるのもいいかもしれません。

【委員長】先ほど来、セクシュアル・マイノリティの話がたくさん出てくるわけですが、一方で、女性で人権侵害を受けている方というのもまだまだ多くいらっしゃる。我々も新しい分野に目をとられがちにはなるのですが、男女の差や、複合差別といわれるようなことについても条例では触れているわけなので、やっぱり足元の部分も見ていかななくてはいけない。まだまだそこは解消されたわけではないと思いますので、3月までこれをよく見ていただいて、点検をしてみただけだったらと思います。

【事務局】あと、この計画は当然ながら全ての項目が大切なものですが、特にこの計画、概要のところには大きな表がありますね。計画の概要版の真ん中の2枚のところには大きな線でつながった表がありますが、この中で一番左には基本理念ということで自分らしくと縦に書いています。その次の基本目標が4つあります。この基本目標の2番と3番、2番の差別、排除、暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会(ソーシャル・インクルージョン)と書いてあるもの、それから3番の多様な性を認め合える社会、この2つがこの計画の基本目標の中でもとりわけ重点として市は取り組んでいくというのが、現在の市の方針と考えております。もちろん固定的性別役割分担意識、こういったものを下支えするものだと思います。ここを皆さんご参考のなかでひとつお考えいただければと思います。

【委員長】ほか、言い足りなかったということについては、メール等で事務局にお寄せいただけたら

と思います。それでは事務的な説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】3点ほどございます。まず1つが、先ほどの課題の部分を再度説明させていただきたいのですが、3月25日までにこの調査票に追加したい項目や、それ以外のご提案がありましたら、事務局にメールで、書式は自由で送っていただければと思います。次回の会議までに取りまとめてご提示できるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それから2点目に、本日お持ちいただいた口座確認等の書類は、この後回収させていただきますので、会議が終わり次第こちらにご提出をお願いいたします。あと、委員報酬の支払いですが、月末締め、翌月15日払いになります。15日が土日祝日にあたる場合は、1営業日前になりますので、よろしくお願いいたします。

それから3点目に、次回のスケジュールですが、提示案の中で、難しい日がありましたら、予定がわかるかどうかも含めて、2月中までにご連絡をお願いいたします。

【委員長】本日の議題はこれで終わりました。今後は時間を超過せず、また円滑に会議が進行できるように私自身も努力をしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —